

# 第 1 1 回

## 大網白里市農業委員会総会議事録

令和 2 年 3 月 6 日（金）

農村環境改善センター 農事研修室

第11回大網白里市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和2年3月6日(金)

2、開催場所 農村環境改善センター農事研修室

3、招集者 大網白里市農業委員会会長 齋藤重幸

4、出席委員(17名)

1番	加藤岡一弘	2番	内山充弘
3番	中村和敏	4番	積田敏春
5番	川嶋一美	6番	林千佳夫
7番	榎澤正治	8番	板倉小百合
9番	内海亮一	10番	梅原英男
11番	若菜義人	12番	志賀典夫
13番	齋藤重幸(会長)	14番	布施和彦(職務代理者)
15番	鵜澤英夫	16番	今関喜明
17番	蔭山秀男		

5、欠席委員(なし)

6、議事日程 第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
(整理番号1~7)

第4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について  
(整理番号1)

第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について  
(整理番号1)

第6 議案第4号 大網白里市農作業標準賃金・機械作業料金の改定について

第7 議案第5号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について  
(利用権設定)

第8 議案第6号 農用地利用配分計画案の作成について  
(農地中間管理事業)

第9 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

(整理番号1～4)

第10 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

(整理番号1～2)

第11 報告第3号 軽微な農地改良の届出について

(整理番号1)

第12 報告第4号 農地の転用事実に関する照会について

(整理番号1～9)

第13 報告第5号 転用事実確認証明について

(整理番号1)

#### 7、農業委員会事務局職員

事務局長	北山正憲	主査	佐久間賢治
主任書記	千葉利憲	書記	門野祥和

◎開 会

○議長 ただいまから、第11回大網白里市農業委員会総会を開会します。

出席委員数は17名中17名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

(午後 3時03分)

---

◎議事録署名委員の指名

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名についてをお諮りいたします。

議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認め、指名いたします。

榎澤正治委員、板倉小百合委員の両名をお願いいたします。

---

◎会議書記の指名

○議長 次に、日程第2の会議書記は、事務局職員の佐久間主査を指名いたします。

---

◎議案第1号(整理番号1～7)

○議長 次に、日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

なお、議案第1号の案件は7件予定されております。本来は一括審議を行うところですが、整理番号2から4及び5と6の案件につきましては、それぞれの整理番号において、義務者の持分を同一の権利者に所有権移転しようとするものであることから、それぞれ一括して上程し、審議及び採決をお願いしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議ないとのことでございますので、それでは、事務局から議案第1号の整理番号1から7の案件について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の1ページから4ページをご覧ください。

議案第1号でございます。各案件の位置につきましては、資料A4判縦の図面の①から④に1-1から1-7と表記された箇所が各当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の1ページから21ページとなります。それぞれご覧ください。

なお、整理番号1から順に説明させていただきますが、各権利者、義務者につきましては

議案書のとおりとなります。

初めに、整理番号1。申請地は、清名幸谷字天神前の地目、田が1筆、面積885平米を売買により所有権移転をしようとするものでございます。

理由につきましては、権利者は経営規模を拡大するため、義務者は経営希望を縮小するためであります。

次に、整理番号2から4。申請地は、砂田字宮久保、谷及び中内野の地目、田が2筆、面積1,181平米、地目、畑が3筆、面積1,025平米、合計面積2,206平米を義務者のそれぞれの持分3分の1及び57分の1を売買により所有権移転をしようとするものでございます。

理由につきましては、権利者は経営規模を拡大するため、義務者は遠方で耕作できないためであります。

次に、整理番号5と6。申請地は、細草字明地及び原ノ前の地目、田が2筆、合計面積2,484平米を義務者のそれぞれの持分2分の1を売買により所有権移転をしようとするものでございます。

理由につきましては、権利者は経営規模を拡大するため、義務者は耕作できないためであります。

次に、整理番号7。申請地は、北今泉字沼下の地目、田が5筆、面積4,059平米、地目、畑が9筆、面積4,023平米、合計面積8,082平米を贈与により所有権移転をしようとするものでございます。

理由につきましては、権利者は農業経営を開始するため、義務者は生前贈与するためであります。

以上、整理番号1から7につきましては、権利者の農業従事日数、農業機械の保有状況及び経営面積は所定の面積以上でありますので、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から議案説明がありました。関連して担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

それでは、整理番号1の案件について、蔭山秀男委員、よろしくお願いたします。

○蔭山委員 それでは、整理番号1について調査報告をいたします。

2月29日に権利者とお会いして、申請内容をお聞きするとともに現地を確認してまいりました。なお、義務者については、電話で確認したところ、本申請に間違いはないということ

でありました。義務者は経営規模を縮小したいことから、古くからの友人であります権利者に相談したところ、ここに至り、本申請に至ったようです。

申請には、別添資料の3ページをご覧ください。

そこに、権利者所有というところは、昨年1月10日に今回同様、当人同士の3条申請がありまして、申請をし、承認されたものであります。そして、その隣が今回の申請農地であります。権利者の所有の土地と隣接しておりますので、権利者に対しましては一体的に耕作しやすいと思っておりました。権利者は農機具も一式そろっております。問題ないと思います。慎重審議よろしく願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号2から4の案件について、一括して内海亮一委員、よろしくお願いいたします。

○内海委員 議案第2号、整理番号2、3、4号は関連するので一括説明させていただきます。

理由としては、事務局の説明のとおりでございます。

2月29日、布施委員さんと権利者と会い、現地確認しました。義務者は遠方のため、電話で確認しました。権利者は、昨年7月9日第3回総会にて新規就農の申請により農地を取得した方です。今回申請された農地は、自分の所有する農地に近いため、自分も農地を拡大したいと考えておったので、義務者と連絡したところ、耕作してくれれば譲ってもいいということで今回の申請に至りました。

義務者については、これは兄弟でございます。農地を相続したら、高齢で未婚のため耕作ができなく、誰か耕作してくれないかと思っていたところ、権利者から連絡があり、自分の所有地の近い農地なので規模も拡大したいといった、ぜひお願いしたいということで了承したものです。

権利者は今、中古車のトラクターを購入し、耕作に当たっております。また、一部、荒れている農地を整備するために、バックホウ、ユンボですが、購入し、農地を耕作し、今、ただいま進行しているところでございます。何ら問題はないと思われまますので、慎重なる審議、よろしくお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号5と6の案件について、一括して内山充弘委員、よろしくお願いいたします。

○内山委員 それでは、議案第1号、整理番号5号、6号について、一括して調査報告を申し

上げます。

理由としては、事務局の説明のとおりです。

2月29日、権利者、義務者に電話にてお話を伺いました。また、同日、現地も確認しました。義務者2名はご兄弟です。権利者は、以前から義務者の依頼で作付を行っている間柄だそうです。義務者2名に話を伺ったところ、耕作ができないため、農地を手放したいとのことでした。権利者は専業農家で、親子で農業経営をされています。農機具もそろっておりますことから、今後は耕作地を増やしたいという意欲的な農業者です。そこで、以前から作付依頼をしている権利者に話を聞いたところ、耕作もしやすく、耕作面積を増やしたい考えがあったことから、今回の申請に至っております。

申請地は、しっかり管理されておりました。慎重なるご審議をお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号7の案件について、加藤岡一弘委員、よろしくをお願いいたします。

○加藤岡委員 それでは、議案第1号、整理番号7について調査報告申し上げます。

理由としては、事務局の説明のとおりです。

調査は、3月4日に義務者、権利者に電話での確認となりました。そして、現地もその日に確認いたしました。義務者は、現在仕事の都合で自宅を離れていて、耕地の管理がなかなかできなくなっていたそうです。そんなところから、現在、権利者が管理しており、また、これから農業を始めたいということから、今回のことになったと、以上です。特に問題ないと思いますが、皆さんの慎重なる審議をよろしくをお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより整理番号1から7について、一括して質疑に入ります。

希望者はありますか。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ、質疑を終結し、議題に供しております議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1から7について順次採決いたします。

議案第1号の整理番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号の整理番号1は原案のとおり決定されました。

次に、議案第1号の整理番号2から4について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号の整理番号2から4は原案のとおり決定されました。

次に、議案第1号の整理番号5と6について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号の整理番号5と6は原案のとおり決定されました。

次に、議案第1号の整理番号7について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号の整理番号7は原案のとおり決定されました。

---

◎議案第2号(整理番号1)、議案第3号(整理番号1)

○議長 次に、日程第4、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

なお、本日審議いただく議案第2号、整理番号1の案件は、日程第5、議案第3号の農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号1の案件と関連がありますので、議案第2号の整理番号1と議案第3号の整理番号1の案件を一括して上程し、審議及び採決をお願いしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議ないとのことでございますので、事務局から議案第2号、整理番号1と議案第3号、整理番号1については一括して説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の5ページ及び6ページをご覧ください。

議案第2号及び議案第3号でございます。

申請者、権利者及び義務者につきましては、議案書のとおりです。

案件の位置につきましては、A4判縦の図面の⑤に2-1、3-1と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の22ページから35ページになります。

議案第2号、整理番号1の申請地及び議案第3号、整理番号1の申請地は、南玉、字東前の地目、畑が1筆、面積1,243平米のうち481.68平米でございます。



本案件は、農地の一部にそれぞれの申請者の自己所有持分と合わせて、議案第3号、整理番号1の義務者の持分を使用貸借により借り受け、専用住宅用地に転用しようとするものがあります。

建築物の概要につきましては、専用住宅が1棟で、木造2階建て、建築面積126平米でございます。

事業を行う理由につきましては、申請者及び権利者において、現在居住している住宅が昨年の台風と大雨により土砂災害の被害を受け、危険宅地に指定されました。同じ場所での建て替えができないため、住まいの近くである申請地に新築を計画したそうです。

最初に、転用の許可基準となります立地基準でございます。申請地は、農振農用地区域外の農地で、第1種農地に該当すると思われれます。第1種農地は、原則として許可することができない農地であります。申請地は、例外的な許可要件である、住宅のほか、周辺地域居住者の日常生活上、または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当すると思われれます。

次に、一般的基準でございます。

最初に、申請目的実現の確実性についてでございますが、資金計画につきましては、資金計画書に残高証明書及び同居家族からの融資証明書が添付されており、全額を自己資金及び融資資金で賄う計画となっております。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿により確認したところ、支障はないものと認められます。

次に、周辺農地の営農条件への支障についてでございますが、造成計画では、高低差があるため、切土により整地をし、西側は既設の擁壁、北側及び東側、南側に30度以下のり面を設け、排水につきましては、汚水及び雑排水は合併浄化槽で処理し、敷地内に設置する蒸発拡散装置で処理する計画となっております。また、雨水については、浸透枳で宅内処理する計画となっております。

次に、他法令の関係でございますが、共有者の1名が遠方のため書類が調わず、都市計画法施行規則第60条の規定による適合証明を市の担当課に未提出であります。都市計画法の手続に関する状況報告書が添付されております。これらの計画内容から、土砂の流出、日照、通風等、営農条件に関する影響はないものと考えられます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局からの議案説明がありました。関連して担当委員の方から調査報告

をお願いいたします。

それでは、議案第2号、整理番号1及び議案第3号、整理番号1の案件について、関連がありますので一括して林千佳夫委員、よろしくお願いいたします。

○林委員 それでは、議案第2号の整理番号1についてご報告申し上げます。

3月4日に若菜委員と自宅に伺いまして、自宅というよりも貸家ですね、伺いまして、聞き取り、それから、申請地である場所について現地を確認してまいりました。

先ほどちょっと事務局から説明のとおりでございますけれども、申請場所については、自宅から500メートルぐらい近くのところに建てられるということで、現在では家庭菜園になっておりました。

理由についても、説明がございましたけれども、土砂災害で全壊ということで危険地域に指定されたということでありまして、この地区のところに建て替えたいというようなところであります。

農地の関係でございますけれども、周辺農地等については結構離れておりまして、日照については問題ないと。それから、隣接地も畑になっておりますけれども、これについても、隣地の方から承諾を得ているということで問題はないと思われまます。

それから、次に、議案第3号の整理番号1についても確認を取りました。

この方は権利者の次男でございまして、現在県外のほうに住んでいるということで、これについても電話で確認をいたしました。持分の4分の1を貸すということについては承諾をしているということで、問題ないと思っておりますけれども、皆様方の慎重審議、よろしくお願いいたしますと思います。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより議案第2号、整理番号1及び議案第3号、整理番号1の案件について、一括して質疑に入ります。

希望者はありますか。

(発言する者なし)

○議長 よろしいですか。

(発言する者なし)

○議長 よろしければ質疑を終結し、議題に供しております議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号1及び議案第3号 農地法第5条の規定による許可申

請について、整理番号1の案件については関連がありますので一括して採決いたします。

議案第2号、整理番号1及び議案第3号、整理番号1の案件につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号1、議案第3号、整理番号1は原案のとおり決定されました。

よって、議案第2号、整理番号1及び議案第3号、整理番号1の案件につきましては、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

---

#### ◎議案第4号

○議長 次に、日程第6、議案第4号 大網白里市農作業標準賃金・機械作業料金の改定についてを議題といたします。

それでは、事務局から議案第4号について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の7ページをご覧ください。

議案第4号でございます。

本案は、千葉県農業会議が設定した令和2年度地域別農作業標準賃金並びに機械による標準の作業料金を基にして、令和2年4月1日から適用する、農作業を受委託する際の目安となる賃金や機械作業料金の標準額を定めようとするものでございます。

内容につきましては、門野書記から説明をさせていただきます。

○事務局 それでは、私のほうから議案第4号 大網白里市農作業標準賃金・機械作業料金の改定についてを説明いたします。

お手元の議案書の二重線で囲んである令和2年度市決定額をご覧ください。

まず、1番目の水田作業が8,800円。

2番目の畑作業が8,100円。

3番目の水田耕起が6,100円。

4番目の水田代掻が6,400円。

5番目の畔塗りが37円。

6番目の植付けが7,400円。

7番目の育苗が790円。

8番目の乾燥調製が2,800円。

9番目の刈取脱穀が1万7,400円であり、こちらの一番上から9番目は今年度と変更はありません。

次に、10番目の刈取から袋詰めまでが4万4,500円から4万4,600円に値上がりしており、こちらは、原料価格の値上がり及び単位収量の増加によるものでございます。

本議案につきましては、ご承認いただいた後、市の広報紙、ホームページにより周知を行う予定でございます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたが、これより質疑に入ります。

希望者はありますか。

(発言する者なし)

○議長 よろしいですか。

(発言する者なし)

○議長 よろしければ質疑を終結し、議題に供しております議案第4号 大網白里市農作業標準賃金・機械作業料金の改定についてを採決いたします。

議案第4号につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

---

◎議案第5号(利用権設定)、議案第6号(農地中間管理事業)

○議長 次に、日程第7、議案第5号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について、整理番号1から33の案件を一括して議題といたします。

なお、本日審議いただく議案第5号の整理番号32と33の案件は、日程第8、議案第6号 農用地利用配分計画案の作成についてと関連がありますので、議案第5号及び議案第6号の案件を一括して上程し、審議をお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議ないとのことでございますので、それでは、事務局から議案第5号の整理番号1から33及び議案第6号について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の8ページをご覧ください。

議案第5号でございます。本案は、農業経営基盤強化促進法に基づき、大網白里市長から

農業委員会会長に意見を求められたものでございます。

次の議案書 9 ページに利用権設定総括表がありますので、読み上げ、説明させていただきます。

利用権の設定を受ける者14人、利用権の設定をする者30人、利用権の設定をする農用地の筆数及び面積は、田が120筆で合計面積13万9,166平米、畑が3筆で合計面積9,673平米、田、畑を合わせた合計面積は14万8,839平米でございます。

続きまして、10ページから11ページをご覧ください。

利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等でございます。

続きまして、12ページをご覧ください。

農用地利用集積計画でございます。

今回の契約の種別は、新規契約が21件、更新契約が12件でございます。

整理番号1から順に説明させていただきますが、各借受人、貸付人の住所、氏名につきましては、議案書のとおりとなります。

初めに、整理番号1。所在地は南今泉地内の地目、田が2筆、合計面積515平米です。今回の利用集積の設定期間は10年、対価の支払いは物納であり、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム、契約の種別は更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号2。所在地は南今泉地内の地目、田が9筆、合計面積1万7,413平米です。今回の利用集積の設定期間は6年、対価の支払いは物納であり、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム、契約の種別は更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号3。所在地は四天木地内の地目、田が3筆、合計面積2,904平米です。今回の利用集積の設定期間は6年、対価の支払いは物納であり、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム、契約の種別は更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号4。所在地は細草及び四天木地内の地目、田が10筆、合計面積1万5,703平米です。今回の利用集積の設定期間は6年、対価の支払いは物納であり、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム、契約の種別は更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号5。所在地は細草地内の地目、畑が1筆、面積2,963平米です。今回の利用集積の設定期間は10年、対価の支払いは金納であり、10アール当たり1万円、契約の種別は新規で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号6。所在地は細草地内の地目、畑が1筆、面積3,834平米です。今回の利用集積の設定期間は10年、対価の支払いは金納であり、10アール当たり1万円、契約の種別

は新規で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号7。所在地は四天木地内の地目、田が1筆、面積2,406平米です。今回の利用集積の設定期間は6年、対価の支払いは物納であり、10アール当たりコシヒカリ1等米90キログラム、契約の種別は更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号8。所在地は四天木地内の地目、田が3筆、合計面積6,104平米です。今回の利用集積の設定期間は6年、対価の支払いは物納であり、10アール当たりコシヒカリ1等米90キログラム、契約の種別は更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号9。所在地は九十根地内の地目、田が7筆、合計面積1万4,357平米です。今回の利用集積の設定期間は6年、対価の支払いは物納であり、10アール当たりコシヒカリ1等米90キログラム、契約の種別は更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号10。所在地は小西地内の地目、田が1筆、面積2,109平米です。今回の利用集積の設定期間は3年、対価の支払いは物納であり、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム、ただし1年目は無償、契約の種別は新規で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号11。所在地は大網地内の地目、田が11筆、合計面積8,868平米です。今回の利用集積の設定期間は10年、対価の支払いは物納であり、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム、契約の種別は更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号12。所在地は大網地内の地目、田が8筆、合計面積7,817平米です。今回の利用集積の設定期間は10年、対価の支払いは物納であり、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム、契約の種別は新規で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号13。所在地は山口地内の地目、田が2筆、合計面積2,012平米です。今回の利用集積の設定期間は10年、対価の支払いは物納であり、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム、契約の種別は新規で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号14。所在地は山口地内の地目、田が3筆、合計面積3,102平米です。今回の利用集積の設定期間は10年、対価の支払いは物納であり、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム、契約の種別は新規で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号15。所在地は大網地内の地目、田が5筆、合計面積5,631平米です。今回の利用集積の設定期間は10年、対価の支払いは物納であり、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム、契約の種別は新規で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号16。所在地は大網地内の地目、田が2筆、合計面積2,359平米です。今回の利用集積の設定期間は10年、対価の支払いは物納であり、10アール当たりコシヒカリ1等

米60キログラム、契約の種別は新規で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号17。所在地は大網地内の地目、田が1筆、面積1,051平米です。今回の利用集積の設定期間は10年、対価の支払いは物納であり、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム、契約の種別は新規で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号18。所在地は山口及び大網地内の地目、田が13筆、合計面積1万2,476平米です。今回の利用集積の設定期間は10年、対価の支払いは物納であり、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム、契約の種別は新規で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号19。所在地は大網地内の地目、田が2筆、合計面積498平米です。今回の利用集積の設定期間は6年、対価の支払いは金納であり、全面積で5,000円、契約の種別は更新であります。

次に、整理番号20。所在地は富田地内の地目、田が1筆、面積656平米です。今回の利用集積の設定期間は3年、対価の支払いは物納であり、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム、契約の種別は更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号21。所在地は富田地内の地目、田が7筆、合計面積6,756平米です。今回の利用集積の設定期間は3年、対価の支払いは物納であり、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム、契約の種別は更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号22。所在地は富田地内の地目、田が10筆、合計面積9,216平米です。今回の利用集積の設定期間は6年、対価の支払いは物納であり、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム、契約の種別は更新であります。

次に、整理番号23。所在地は柳橋地内の地目、畑が1筆、面積2,876平米です。今回の利用集積の設定期間は10年、対価の支払いは金納であり、全面積で1,000円、契約の種別は新規で、借受人は認定新規就農者であります。

次に、整理番号24。所在地は南玉地内の地目、田が3筆、合計面積2,981平米です。今回の利用集積の設定期間は3年、対価の支払いは物納であり、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム、契約の種別は新規で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号25。所在地は南玉地内の地目、田が2筆、合計面積1,960平米です。今回の利用集積の設定期間は3年、対価の支払いは物納であり、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム、契約の種別は新規で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号26。所在地は南玉地内の地目、田が1筆、面積1,180平米です。今回の利用集積の設定期間は3年、対価の支払いは物納であり、10アール当たりコシヒカリ1等米60

キログラム、契約の種別は新規であります。

次に、整理番号27。所在地は南玉地内の地目、田が5筆、合計面積2,170平米です。今回の利用集積の設定期間は3年、対価の支払いは物納であり、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム、契約の種別は新規であります。

次に、整理番号28。所在地は南玉地内の地目、田が1筆、面積304平米です。今回の利用集積の設定期間は3年、対価の支払いは物納であり、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム、契約の種別は新規であります。

次に、整理番号29。所在地は南玉地内の地目、田が1筆、面積489平米です。今回の利用集積の設定期間は3年、対価の支払いは物納であり、10アール当たりコシヒカリ1等米90キログラム、契約の種別は新規であります。

次に、整理番号30。所在地は南玉地内の地目、田が1筆、面積1,021平米です。今回の利用集積の設定期間は3年、対価の支払いは物納であり、10アール当たりコシヒカリ1等米90キログラム、契約の種別は新規であります。

次に、整理番号31。所在地は木崎地内の地目、田が1筆、面積935平米です。今回の利用集積の設定期間は3年、対価の支払いは物納であり、10アール当たりコシヒカリ90キログラム、契約の種別は新規で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号32と33につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律により、農地中間管理機構であります公益社団法人千葉県園芸協会が借り受けることを目的に利用権を設定するものでございます。

整理番号32の所在地は九十根地内の地目、田が2筆、合計面積4,452平米です。今回の利用集積の設定期間は10年、対価の支払いは物納であり、10アール当たりコシヒカリ1等米90キログラム、契約の種別は新規であります。

次に、整理番号33。所在地は山口地内の地目、田が2筆、合計面積は1,721平米です。今回の利用集積の設定期間は10年、対価の支払いは金納であり、10アール当たり1万円、契約の種別は新規であります。

以上、整理番号1から33の内容につきましては、農業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと認められます。

続いて、整理番号32と33に関して、当該農地を公益社団法人千葉県園芸協会より借り受ける借り手につきましては、次の議案第6号になります。

議案書の19ページをご覧ください。



議案第6号でございます。

本案は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、大網白里市長から農業委員会会長に意見を求められたものでございます。

今回は、2件の農用地利用配分計画となります。

議案書の21ページ及び27ページをご覧ください。

それぞれ、表の上段に公益社団法人千葉県園芸協会から農地を借り受けて耕作を行う者の氏名、住所が記載されております。

次に、22ページ及び28ページをご覧ください。

それぞれ、権利を設定する土地、設定する権利の内容が記載されております。

先ほど説明をいたしました議案書18ページの整理番号32と33と同じ内容となっております。

最後に、議案書の25ページ及び31ページをご覧ください。

それぞれ、耕作を行う者の農業経営の状況等が記載されております。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたが、関連して新規契約の利用権設定案件について、担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

なお、契約が更新の案件につきましては、調査報告は省略させていただき、また、整理番号32と33につきましては、貸付人、借受人、公益社団法人千葉県園芸協会及び市農業振興課の4者により農地の貸し借りについて既に確認がされているため、農業委員による調査は不要である申合せがされておりますので、調査報告は省略させていただきます。

それでは、整理番号5及び6の案件について、一括して内山充弘委員、よろしく願いいたします。

○内山委員 それでは、整理番号5について調査報告を申し上げます。

理由としては、事務局の説明のとおりです。

貸付人、借受人には3月1日に電話にてお話を伺いました。貸付人、借受人は、申請地近くの水田が隣接していて、昔からの知人だそうです。借受人は、専業農家で農機具や労力が整っていきまして、耕作地をもっと増やしたいという意欲的な農業者です。貸付人はそれぞれ農業者ですが、申請地の畑は以前から借受人に耕作を頼んだとのこと。今回両者の話合いの中、正式に利用権の設定の話がありまして、長年作付しております借受人に農地を貸したいとのことでした。

申請地はしっかり管理されております。問題はないと思われませんが、慎重なるご審議お願い

いたします。

続きまして、整理番号6について調査報告を申し上げます。

理由としては、事務局の説明のとおりです。

貸付人、借受人には、3月1日に電話にてお話を伺いました。貸付人、借受人は、住まいが隣家の間柄です。借受人は専業農家で農機具は整っていきまして、耕作地を増やしたいという意欲的な農業者です。貸付人は兼業農家で、申請地の耕作が困難とのことでした。そこで、借受人に相談したところ、自宅から近く、耕作・管理もしやすく、耕作面積を増やしたい考えがあったことから申請に至っております。

申請地はきれいに管理されていまして、問題はないと思われそうですが、慎重なるご審議をお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号10及び12から18の案件について、一括して積田敏春委員、よろしくお願いたします。

○積田委員 整理番号10並びに12から18について、一括調査報告申し上げます。

詳細については、事務局説明のとおりです。

3月1日から2日にかけて借受人の案内等で現地確認をしております。

整理番号10については、今年からの借受け、それ以外は、12から18は先代の時代に借受けして、今回正式に申請するものということでございます。

まず、整理番号10について、3月1日に貸付人から聴取しております。貸付人は現在農業をやっていないという、農地は全て貸しているとのことでした。本件の田は数年前に返されてから休耕していたものようですが、知人からの紹介で今回借受人が決まって、契約になったということでした。

借受人は主たる営農地区からは若干遠方ではあるが、本件田の近隣に休耕田が散見され、将来的な営農地拡大の見込みが期待できる土地かなということで引受けに至ったとのことでした。休耕田もあり、初年度は無償としたとのことでした。

実際田は、既にもう耕作されていきまして、比較的きれいな状態になっていました。

次から、整理番号12から18については、先ほど申し上げたように、先代の時代からの借受けのものです。

整理番号12、これについては3月1日に聴取をしております。今、一部の農作業を借受人に手間請け等でお願、営農していたようなんですけれども、2年ほど前から、老齢と後

継者もいないことから仕入れ耕作をやめて、借受人に耕作を全面的に依頼しているとのことでした。

次に、整理番号13、同じく3月1日に貸付人から聴取しております。現在、農業はしておらず、20年ほど前から借受人に一部の田の耕作を依頼しているとのことでした。

整理番号14、同じく3月1日、聴取しております。15年ほど前から耕作を依頼していると言っていました。

整理番号15、これも同じく3月1日ですけれども、貸付人の実父の死亡後は農業はしておらず、もう既に35年ほど、借受人に耕作を依頼しているとのことでした。

整理番号16、これも同じく3月1日です。これは、貸付人の奥さんからの聴取になります。農業はしておらず、以前から借受人に耕作を依頼しているとのことでした。

整理番号17、3月1日に貸付人から聴取いたしました。貸付人の実父死亡後は農業をしておらず、借受人に耕作を依頼しているとのことでした。

整理番号18、3月1日に貸付人から聴取。遠方で耕作ができないことから、10年ほど前から借受人に耕作を依頼しているとのことでした。

12番から18番、ほとんどの方がもう農家を今現在していないというのが実態のようですね。借受人は認定農業者であり、問題ない案件とは思われますが、慎重なるご審議お願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号23の案件について、榎澤正治委員、よろしくお願いいたします。

○榎澤委員 それでは、議案第5号、整理番号23について調査報告を申し上げます。

申請理由については、事務局の説明のとおりでございます。

3月1日に貸付人宅で貸付人と話をいたしました。また、3月3日に借受人と申請のあった畑で面談をいたしました。借受人は、仲間の紹介により農地を紹介していただいたとのことでした。借受人はこの畑を使用してネギを作付するとのことでございます。ほかの畑に行ってみましたら、ネギの苗はもう栽培してありました。また、貸付人は、今まで水田を貸し付けていた人をお願いし、畑の草が出ないように管理をしていましたとのことでした。今後は借受人に管理をお願いするために、耕作料は全面積で1,000円と貸付人のほうから申し出たということです。今後は借受人が管理するものです。お互いに納得のいった金額であると思われました。借受人は大変意欲のある人物であり、認定新規就農者であります。皆様の慎

重なる審議、よろしくお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号24から30の案件について、一括して林千佳夫委員、よろしくお願いいたします。

○林委員 それでは、整理番号24から30の説明を申し上げます。

内容的には、事務局の説明どおりでございます。

この案件については、3月1日に借受人、貸付人とお会いしまして、お話をしてまいりました。特に貸付人については、整理番号の26の方がこの全面積を耕作していたわけですが、台風、それから水害で、家も全壊、それから、農地も一部駄目になったということで、やめたいというようなことが、推進委員、それから農協から私のところにきました。こういった中で、12月に親戚やあれが、本家の方々とお話をしながら進めてきて、この24番から30番については、実はお願いをしたというような形で進めてまいりました。

24番については、これ、借受人については専業農家でありまして、ハウス経営もやっている、そして、全面積は本家でありますから受けてもらえばよかったんですけども、ハウスをやっている関係上、できないということで、整理番号24、25は、自分の田が近くにありますので、これは受けますということでありました。貸付人については、今まで耕作を整理番号26の方にお願ひしていたんですけども、できませんのでお願ひをしたいと。で、納得をいただいております。

それから、整理番号26から28については、今お話ししました災害を受けた方で、じゃ、自分の田は作りましょうということでありましたけれども、すぐ隣に面積の小さな田があるということで、じゃ、みんなに迷惑かけるからこの田も作りましょうということで、貸付人も同意得て、こうなっております。

それから、整理番号29、30についても、すぐ自分の田、あるいは近くにあるということで作ってもらおうということでございます。貸付人についても、先ほど事務局からあったとおり、内容的には同じものでございます。

地区内でございますので問題ないと思っておりますけれども、慎重なる審議をよろしくお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号31の案件について、布施和彦委員、よろしくお願いいたします。

○布施委員 それでは、整理番号31について調査報告をいたしました。

理由につきましては、事務局説明のとおりでございます。

2月29日、現地を榎澤委員さんに案内していただきまして、確認をしました。また、貸付人については、自宅で娘さんにお会いして、内容をお聞きしました。また、借受人につきましては、電話で確認をさせていただき、双方、内容について間違いがないということでございます。

借受人は、この場所の隣の田んぼを、親戚の方の田んぼだったということで、以前から耕作をしていたということでございますが、今回何度も書類のお願いをしてきた中でやっと書類手続になったということでございます。

借受人につきましては、規模の大きな認定農業者だということで問題ないと思いますが、慎重審議、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより議案第5号、整理番号1から33及び議案第6号につきまして、一括して質疑に入ります。

希望者はありますか。

(発言する者なし)

○議長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ、質疑を終結し、議題に供しております案件について一括採決いたします。

ただいま議案に供しております議案第5号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について、整理番号1から33及び議案第6号 農用地利用配分計画案の作成についてを原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第5号、整理番号1から33及び議案第6号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

### ◎報告

○議長 次に、日程第9、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、日程第10、報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、日程第11、

報告第3号 軽微な農地改良の届出について、日程第12、報告第4号 農地の転用事実に関する照会について、日程第13、報告第5号 転用事実確認証明についてを一括して報告いたします。

報告事項に関わる質疑、発言等につきましては、報告事項が終了した後に一括して行うことといたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の32ページから33ページをご覧ください。

報告第1号でございますが、議案書のとおり4件の届出がございました。

届出の内容につきましては、相続により所有権を取得したことから届出があったものでございます。

各届出の農地の所在地、届出者につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

届出書類は調べておりましたので、受理しております。

次に、議案書の34ページをご覧ください。

報告第2号でございますが、議案書のとおり、2件の届出がございました。

内容につきましては、市街化区域内にある農地を転用するため、届出があったものでございます。

整理番号1と2は、それぞれ所有権移転し、専用住宅用地にするものでございます。

農地の所在地、権利者、義務者につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

届出書類は調べておりましたので、受理しております。

次に、議案書の35ページをご覧ください。

報告第3号でございますが、議案書のとおり、1件の届出がありました。

内容につきましては、市街化調整区域内にある水田に盛土を行うものでございます。

農地の所在地、土地所有者につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

届出書類は調べておりましたので、届出書は受理しております。

次に、議案書の36ページから40ページをご覧ください。

報告第4号でございますが、議案書のとおり9件の照会がございました。法務局より照会がありましたので、申請地を農業委員、推進委員さんと現地を確認しました。

結果につきましては、整理番号1は、航空写真で確認したところ、昭和58年から平成7年の間に作付が行われなくなり、現在に至るまで同様の状態が続いていると思われ、現地調査の結果、埋立て、盛土、削土等の形質の変更は行われておらず、通常農家が保有している耕

運機やトラクター等の農業機械を使用すれば、再び農地として耕作することが可能な土地であると判断したことから、農地として回答しております。

次に、整理番号2、上の所在地は航空写真で確認したところ、昭和50年から昭和58年の間に作付が行われなくなり、現在に至るまで同様の状態が続いていると思われ、現地調査の結果、埋立て、盛土、作度等の形質の変更は行われていないものの、竹や笹が自生しており、通常農家が保有している耕運機やトラクター等の農業機械を使用しても、再び農地として耕作することが困難な土地であると判断したことから、非農地として回答しております。

下の所在地及び整理番号6は、航空写真で確認したところ、昭和50年から昭和58年の間に作付が行われなくなり、現在に至るまで同様の状態が続いていると思われ、現地調査の結果、埋立て、盛土、削土等の形質の変更は行われておらず、通常農家が保有している耕運機やトラクター等の農業機械を使用すれば、再び農地として耕作することが可能な土地であり、かつ農業振興地域の農用地区域内で農地として維持していく必要のある区域であることから、農地として回答しております。

次に、整理番号3及び整理番号5ですが、航空写真で確認したところ、昭和50年から昭和58年の間に作付が行われなくなり、現在に至るまで同様の状態が続いていると思われ、現地調査の結果、埋立て、盛土、削土等の形質の変更は行われておらず、通常農家が保有している耕運機やトラクター等の農業機械を使用すれば、再び農地として耕作することが可能な土地であると判断したことから、農地として回答しております。

次に、整理番号4、航空写真で確認したところ、昭和50年以前より作付が行われなくなり、現在に至るまで同様の状態が続いていると思われ、現地調査の結果、ため池の形態であり、周囲にネットフェンスが設けられ、構造物を経由し、流末の水路に流入しておりました。地目は田であるものの、再び農地として耕作することが困難な土地であると判断したことから、非農地として回答しております。

次に、整理番号7、現地は、平成元年11月20日付で農地法第5条の許可を受け、造成のみ行われ、周囲にコンクリート製の構造物が設置されておりました。平成7年11月2日撮影の航空写真でも造成が完了しており、また、周囲が住宅地であり、農地が存在しないことから、非農地として回答しております。

次に、整理番号8、現地は宅地の一部として一体で利用されておりました。平成7年11月2日撮影の航空写真と同様の状態であり、20年以上経過していることから、非農地として回答しております。

次に、整理番号9、現地は、車庫が設置され、部分的に専用住宅の増築部分と一体で宅地として利用されておりました。車庫については、平成7年11月2日撮影の航空写真で既に設置されており、現在に至るまで20年以上経過し、また、税務課では、平成2年より雑種地3で課税されていることから、非農地として回答しております。

各土地の所在地、申請者につきましては、議案書記載のとおりでございます。

次に、議案書の41ページをご覧ください。

報告第5号でございますが、議案書のとおり、1件の願い出がございました。

この証明願は農地法第4条または第5条の許可後、法務局へ地目変更登記申請をするに当たり、目的どおり転用したことの農業委員会の証明を受けるものです。この証明願が提出されましたので、申請地を農業委員、推進委員さんと現地を確認しました。

結果につきましては、整理番号1は、目的どおり専用住宅用地として転用されておりました。

このようなことから、申請者へ事実に相違ない旨の通知を行いました。

土地の所在地、申請者につきましては、議案書記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○議長 事務局から、報告第1号から第5号まで説明が終了しました。

質疑等のある方は挙手をお願いいたします。

(発言する者なし)

○議長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 特に発言がないようですので、日程第9から日程第13までの報告事項を終わります。

この際ですから、ほかにご意見、連絡等がありましたら、各委員または事務局からお願いいたします。

はい、事務局、どうぞ。

○事務局 事務局のほうから、農地における利用の意向結果について報告いたします。

1枚刷りの農地における利用の意向結果についての資料をご覧ください。

左上に資料と書いてあります。

結果といたしましては、こちらの表のとおり、①の農地中間管理機構を希望すると回答した方が13人、筆数が24筆、面積の合計が1万6,267平米でした。

②の農地利用集積円滑化団体を希望する、③の自ら権利移転等を行うと回答した人はいま



せんでした。

④自ら耕作すると回答した方が1人、筆数が1筆、面積が357平米でした。

⑤その他と回答した方が4人、筆数が9筆、面積の合計が1万4,386平米でした。

最後に、回答なしの方が1人、筆数が3筆、面積の合計が2,042平米でした。

全ての合計が、人数が19人、筆数が37筆、合計面積が3万3,052平米でした。

その他の回答は具体的には維持管理をするというものです。また、回答なしの所有者につきましては、本市より住居を移転しているものの住民票を移していないため、現住所は分からないというものでございます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいまの事務局からの説明について、質疑等のある方は挙手をお願いいたします。

板倉委員。

○板倉委員 質疑ではないんですが、農地利用における利用の意向結果についての参考の部分で、②番がありますよね。農地利用集積円滑化団体、括弧団体名、（山武郡市農業協同組合）って書いてあるんですが、今年今回、②に書いてある人数はいないんですが、2月の農協の役員会で、農協としてはこの事業を廃止しましたので、おつなぎしますのご確認よろしくをお願いします。農協としては、農地中間機構のほうへお願いしたいというふうな意向でしたので、廃止になりましたので、お願いいたします。

○議長 事務局、よろしいでしょうか。

○事務局 では、②の農地利用集積円滑化団体（山武郡市農業協同組合）を、これを削除ということで。

○議長 ほかにございませんか。

○事務局 私のほうから3点ほど。

皆さんの机の上に手帳、2020年度、農業委員会手帳を配らせていただきました。

昨年配った手帳の中に、それぞれ農業委員さん推進委員さん、身分証明が入っていますので、こちらを2020年、新しい手帳のほうに移してご活用いただければと思います。

続いて、2点目です。

お手元にお配りしてあります令和2年度農業委員会役員会総会予定表、こちら4月以降の総会の予定表となっております。左の方に開催月がありまして、次に受付期間、こちら事務局のほうで各申請書を受け付けている期間になります。

続きまして、役員会の日程です。こちらは、会長を含めた役員さん及び推進委員さんの委

員長、副委員長、会計さん等が集まり、次の総会に向けての役員会となっております。

続きまして、総会の日程です。総会の日程の脇に合同総会と通常総会というように分けています。合同総会については推進委員さんと一緒、通常総会については農業委員さんのみの総会となります。

続いて、その一番最後の総会の会場です。①②と表記してありますが、①のほうは農村環境改善センター、こちらの会場でございます。②のほうは白里公民館講堂。今年の7月からこちらの改善センターと金谷郷のふれあいセンター、空調の改修工事がありまして、休館となってしまい、使えなくなってしまいますので、7月から白里公民館のほうで開催ということになっています。

続きまして、3点目。

令和2年度農地パトロール等年間予定表です。左側にあるのが農地パトロールです。これは皆さんに毎月お願いしております農地パトロールの日程表と各割当て日です。右側のほうが農業者年金加入推進活動です。こちらも予定と割当てとなっております。パトロール等ですけれども、こちら、基本的には9時に本庁舎のほうにお集まりいただきます。一応、予定日の前の日ぐらいには、皆さんのほうに再度連絡等差し上げます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長 川嶋委員。

○川嶋委員 今、説明あった白里公民館、そこを使うようになると、駐車場はどう、あそこ狭いですよね。

○議長 事務局。

○事務局 一応、白里公民館自体の駐車場は、手前にアスファルトのところにあるんですけども、その脇のところ、砂利のところですね。

○川嶋委員 あそこね、幼稚園の……

○事務局 はい、送迎がある。

○川嶋委員 送迎がある。

○事務局 一応3時ぐらい、3時前には手前のほう止めていただければ、止めて、なおかつ、あそこ結構広いですので、3台、3列分ぐらいのスペースが確保できると思うので、たしか送迎でいっぱいじゃないです。

一応、中部コミュニティセンターのほうに確認したんですけども、やっぱり駐車場が少ない、白里小学校と同じように、コミュニティセンターのほうも増穂小学校の送迎があった

というので駐車場が少ないという形で、向こうは断念して、白里公民館にしたという形になっています。

○議長 ほかにございませんか。

はい、積田委員。

○積田委員 別途で申し訳ないんですけども、先ほどの資料のほう、農地における利用意向調査結果ということでございますけれども、これはどういう基準で審査か何かなされたということでしょうか。

○議長 事務局、どうぞ。

○事務局 こちらは、夏に委員の皆さんに遊休農地を確認していただいて、新規はもう調査していただいて、市外所有者のところを各個人に通知を出した結果という形になります。

○積田委員 分かりました。

○議長 ほかにございませんか。

(発言する者なし)

---

#### ◎閉 会

○議長 特にないようでしたら、本日本日予定していた日程は全て終了いたしました。

慎重ご審議いただき、ありがとうございました。

これをもちまして、第11回大網白里市農業委員会総会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

(午後 4時28分)

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年3月6日

農業委員会長 齋藤 隆幸

署名委員 榎澤 正治

署名委員 板倉 小百合